

違反是正事例（事例 10）

テーマ < 告発による違反是正 平成 30 年度 >

▶ 告発により是正させた事例

（1）防火対象物の概要

- ①建物所有者：A(店長)及びB ※兄弟で共有
- ②用途：ナイトクラブ（2 項イ）
- ③構造：鉄骨造一部不明 2 階建て
- ④延べ面積：延べ床面積 218.04 m²（1 階 188.11 m²（無窓）、2 階 29.93 m²（有窓））
- ⑤収容人員：73 名（客席 64、従業員 9 名）

（2）主な重大違反の概要

- ①自動火災報知設備設置義務違反（H28. 3.17 違反確定）
- ②非常警報設備設置義務違反（H28. 3.17 違反確定）
- ③防火管理者選任義務違反（H28. 3.17 違反確定）
- ④屋内消火栓設備設置義務違反（H28.10.21 違反確定）

（3）消防法第 5 条の 2 命令の検討について

本件対象物は、重大な消防法令違反が複数存在するが、主に不特定多数の者が出入りする部分は 1 階であり、開店中も火を使った調理等が頻繁に行われている状況ではないことから、具体的な火災危険等が差し迫っている状況とは言い難いため、現状では、消防法第 5 条の 2 命令の発動は困難であると判断した。

（4）告発に至った主な理由

- ①複数の重大な消防法違反があるにも関わらず、違反が是正される見込みがない状況が継続していた。
- ②文書での回答も含めて履行義務者と接触することができず、更に履行義務者は関係者に対して連絡先を口止めすることにより、直接会話できない状況であり、是正の意思の確認もできない状況であった。
- ③消防として、やるべきことを全て行い、早期是正するために残された手段は告発以外にはない状況であった。

（5）本件事案の懸案事項

管理権原者に対して命令書の直接交付ができないことから、内容証明付配達証明郵便

を選択したが、不達で返送されてきた。よって、違反建物内で責任ある従業員に対する代理受領を選択し、受領証の回収と併せて、質問調書で「翌日、間違いなく管理権原者に手渡した。」という供述を押さえていたが、文書送達に一抹の疑義が生じていた。

2 主な経過について

- H28.3.17 違反確定（自火報設置義務違反 他）
- H28.6.22 警告書（履行期限 9/23）及び資料提出命令書の交付
- H28.10.21 命令前の立入検査実施（屋内消火栓違反覚知）
- H28.11.1 内容証明付配達証明郵便発送（命令書、警告書）
- H28.11.12 内容証明付配達証明郵便返送
- H28.11.15 命令書、警告書を違反建物内で従業員が代理受領
 - 命令書（履行期限 2/15） ※自火報設置義務違反 他
 - 警告書（履行期限 2/15） ※屋内消火栓設置義務違反
- H29.2.3 管轄警察署と告発協議
 - ※告発書及び資料一式（写真含む）を持参し、1ヵ月後に正式提出することを予告した上で消防法違反について説明した。
- H29.3.3 管轄警察署に告発書類一式を提出
 - ①消防用設備等設置命令違反
 - ②防火管理者選任命令違反
 - ③資料提出命令違反
- H29.6.28 管轄警察署が履行義務者の自宅、違反建物を家宅搜索
- H29.12.13 管轄警察署から検察庁に書類送検
- H29.12.28 違反是正
- H30.5.31 検察庁から処分通知書（H30.5.29 付、不起訴）を受領
- 同日 不起訴処分理由の照会方法等について、検察庁と調整
- 同日 担当検察官からの直接電話で聞き取り
- H30.6.14 不起訴処分理由告知書の交付願いを検察庁に提出
- H30.7.2 検察庁から不起訴処分理由告知書（起訴猶予）を受領

3 違反の是正について

(1) 建築業者（以下「Z」という。）の心変わり

Zは、履行義務者から全権委任された「代理人」を名乗っていたため、委任状の提出を求めたが、瑕疵のある委任状であること及び委任条項は工事関係に限定されていることから、全権委任された民法上の「任意代理人」として到底認められる状況ではなかった。しかし、単なる「建築業者」としては認められたため、Zに対して是正指導を行いながら、全ての通知等は履行義務者へ内容証明付配達証明郵便又は違反建物内で責任ある従業員に対する代理受領で対応していた。

当初から、当消防局とZの間では建物面積等の考え方、法令の解釈等の相違があり、

行政指導には従わず、行政処分については裁判で争う姿勢であり、違反是正の進展は全く見込めない状況であった。

しかし、突然、平成29年12月初旬にZは「今すぐ直す。」と言って来庁した。それまで、「どっちの言い分が正しいか裁判で決着をつける。」と言いつづけていたZが態度を一変させた理由は、下記2点が考えられる。

- ①警察から参考人として、事情聴取を受けた。
- ②履行義務者からお叱りを受けた。

なお、同時期に、Zが違反對象物の公示標識を剥がしたので、原状回復又は標識の返却を求めたが、これに応じなかったため、管轄警察署に被害届を提出した事案が発生している。

(2) 履行義務者の心変わり

Zの突然の来庁と同じ時期に、会うことを拒否し、関係者に連絡先（電話番号）を口止めしていた履行義務者から初めて消防署へ電話があった。「オレはZに任せてある。消防とZの問題にオレが巻き込まれるのは不本意である。」とのことであったため、下記3点について指導した。

- ①連絡先を教え、消防署からの電話には必ず出ること。
- ②Zに任せていても履行義務者は貴方であり、法的責任から逃れられないこと。
- ③消防署の指導に従って早期に是正するように、Zに指示すること。

(3) 違反の是正

平成29年12月28日までに、無窓階を有窓階に変更したことにより自動火災報知設備及び屋内消火栓設備の設置が不要となり、その他の設置義務のある消防用設備を設置し、防火管理者選任義務違反等も含めて全て是正された。

※ 本事例は、月刊フェスク 2018年11月号掲載「告発事案にかかる処分結果及び考察について」から部分的に引用し作成しました。

原文は、違反是正支援センターホームページ「月刊フェスク」からダウンロードできます。

http://www.fesc.or.jp/ihezesei/fesc/pdf/2018_11.pdf

(事例 10) グループ検討

テーマ < 告発により是正させた事例 >

1. 告発について

関係機関との連携、特に警察機関との連携のあり方等について、検討してください。

2. 起訴猶予について

起訴便宜主義もしくは起訴裁量主義による検察官の判断により「嫌疑なし」「嫌疑不十分」「起訴猶予」があることへの理解を深める検討をしてください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容